

# 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた「預金規定集」の改定のお知らせについて

当金庫では、金融庁より公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、**2019年10月1日付で「預金規定集」を下記のとおり一部改定**し、新たに「取引の制限等」条項を新設、「解約等」条項については解約項目の追加をさせていただきます。

当金庫では2019年10月1日より、**新規取引開始時の他、お取引のあるお客様についても、お取引内容やお客様に関する情報等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出をお願いすることがございます。**

**なお、各種質問、資料提出に適切に応じていただけない場合、お取引を制限、お断りさせていただく場合もございます。**

お客様にはお手数をお掛けすることもございますが、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 預金規定集（抜粋）「取引の制限」条項の新設

#### 6.（取引の制限等）

- （1） 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （2） 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （3） 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

### 預金規定集（抜粋）「解約等」条項での一部追加（下線部を追加変更します。）

#### 7.（解約等）

- （1） この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- （2） 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ②この預金の預金者が前記「普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」第4条第1項に違反した場合
  - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合  
<以下省略>